

令和8年度 ハワイ州とのフードビジネス分野における人材育成交流事業概要

1 目的

1981年(昭和56年)、福岡県とハワイ州は、両地域にとって初めてとなる姉妹提携を締結し、様々な分野で友好関係を深めている。福岡県とハワイ州の学生を相互に派遣し、両地域の強みである食分野での交流を深めるとともに、日米学生のグループワークを通じて異文化への理解や英語でのコミュニケーション能力を向上させ、将来国際的に活躍できる若者の育成に取り組む。

2 交流内容

福岡県とハワイ州のフードビジネスに関する分野を専攻する学生が、互いの地域の食文化を現地の学生と共に学び、共同で地域の食材を活かした商品を考案。ハワイ現地のマーケットにて、チームで開発した商品のテストマーケティングに挑戦する。

(1) 対象

福岡県内の大学又は専門学校等で食、調理、栄養学、経営等、フードビジネスに関連する分野を専攻する学生 6人

※ハワイ側は、ハワイ大学カピオラニコミュニティカレッジ調理学科の学生 6人(全米でトップ20に入る調理学科で、世界的に有名なシェフを多数輩出している。)

(2) 日程・内容(案)

① 事前研修：令和8年5月30日(土)、6月6日(土)、13日(土)		
1	5月30日(土)	・ハワイの学生とのアイスブレイク ・両県州の交流経緯、商品開発等に関する導入講義 ・渡航に関する手続き 等
2	6月6日(土) 午前のみ	※5月30日(土)はアクロス福岡(福岡市内)で開催。 6月6日(土)、13日(土)はオンラインで開催。オンライン参加時の通信機器(PC、タブレット、スマートフォン等)及び通信環境は参加者ご自身でご準備ください。
3	6月13日(土) 午前のみ	

② 受入プログラム：令和8年6月20日(土)～27日(土) ※福岡の学生は6月22日(月)から参加。		
1	6月20日(土)	ホノルル発
2	6月21日(日)	福岡着
3 ～ 6	6月22日(月) ～ 6月25日(木)	産地視察、企業訪問等(調整中) ※過去の食をテーマとした交流プログラムでの訪問先は、楠森堂、グラ ンドハイアット福岡、さばたろう、GohGan、伊都菜彩、茶の文化館、 高橋商店等 商品考案、試作、プレゼンテーション準備 ⁽³⁾
7	6月26日(金)	中間プレゼンテーション ⁽³⁾
8	6月27日(土)	文化体験 等 福岡発 ホノルル着

③ 派遣プログラム：令和8年8月17日（月）～24日（月） 6泊8日		
1	8月17日（月）	福岡発、ホノルル着 オリエンテーション
2 ～ 5	8月18日（火） ～ 8月21日（金）	ハワイ大学カピオラニコミュニティカレッジ訪問 ・ 講義受講 ・ 調理実習（ハワイ伝統料理） 産地視察、企業訪問（調整中） ※過去の食をテーマとした交流プログラムでの訪問先は、ヤギ農家兼加工場、養殖池、コーヒー・カカオ農園、ロイズ ハワイ カイ、Dean and Deluca Hawaii 等 商品考案、試作等 ⁽³⁾
6	8月22日（土）	テストマーケティング（KCC ファーマーズマーケット） ⁽³⁾
7	8月23日（日）	ホノルル発
8	8月24日（月）	福岡着

※ハワイでの宿泊は相部屋を予定。

※諸般の事情により、プログラムの日程や内容が変更になる場合があります。

(3) 商品開発

派遣及び受入プログラムで行う商品開発は、日米の学生2名ずつ、4名1チームで取り組む。福岡及びハワイの食材を使い、プログラムでの学びを生かしたオリジナルの商品を考案。ハワイプログラムでは、総まとめとして実際に現地マーケットにて試作品のテストマーケティングに挑戦する。

3 経費、損害等の負担

(1) 次に掲げる経費については参加者負担とする。

負担金	200,000円※
その他の個人負担経費	パスポート取得費、旅行傷害保険料、ハワイ州滞在に係る費用の一部（飲料代、夕食代等）、県内プログラム会場までの交通費、その他

※ 為替や燃料サーチャージの状況により、負担金を増額する場合があります。

(2) 次に掲げる経費については事務局負担とする。

- ハワイ州滞在に係る費用（宿泊費、プログラム参加費、現地交通費等）
- 商品開発に係る材料費
- 福岡プログラムに係る費用（会場費用、必要な備品類等）

(3) 負担金は、原則として5月末までに納入するものとし、納入後は返還しない。なお、負担金納入の有無にかかわらず、参加者が自己の都合により辞退した場合に生じるキャンセル料等については、本人が全額を負担するものとする。

(4) 研修中の災害、病気、事故、本人の不注意等によって生じる参加者の損害等については、主催者は責任を負わないものとする。

4 参加者資格の取り消し

- (1) 事務局からの連絡に誠実に対応しない等、参加者として不適切と認められる者については参加資格を取り消すことがある。
- (2) 上記に該当した場合、主催者は、すでに主催者が負担した経費の一部または全部について、資格を取り消された者から返還させることができるものとする。